無料相談

相談名	日時等	場　所	問合せ
人権相談	12月4日(金) 13：00～16：00 相談委員　松浦　英之さん(甲楽城) 井上　美由紀さん(東大道)	南条保健福祉センター	町民税務課 ☎0778－47－8015
行政相談	12月5日(土) 9：00～11：00 相談委員　尾﨑　政代 さん(新北府)	今庄住民センター	みらい創造課 ☎0778－47－8013
	12月9日(水) 9：00～11：00 相談委員　上島　信敬 さん(大良)	河野住民センター	
法律相談 (要予約)	12月8日(火) 13：00～16：00 相談員　市川　亮平 弁護士	南条保健福祉センター	南越前町社会福祉協議会 ☎0778－47－3767

第78回人権週間　12月4日～10日

法務省および全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年以来、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

町でも、人権啓発活動を推進するため、12月4日(金)に人権相談を実施します。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

■**問合せ**　町民税務課　☎0778－47－8015

同和問題

同和(部落差別)問題は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活でさまざまな差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。あなたの子どもや親しい人が、結婚や就職などをする際、身元調査をされたらどう思いますか。出身地を理由に断られたら、納得できますか。

同和(部落差別)問題は差別される人の問題ではなく、差別してしまう人たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識を持って行動することが大切です。

■**問合せ**　町民税務課　☎0778－47－8015

令和8年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間　12月10日～16日

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害であり、我が国の喫緊の国民的問題です。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。このことから毎年12月10日から16日までの1週間を啓発週間と定めています。

■**問合せ**　福井地方法務局人権擁護課　℡0776－22－4210